

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則.....（漁業管理課）	55
○北海道森林審議会議事規則の一部を改正する規則.....（森林計画課）	55
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課）	55
○道営土地改良事業計画の決定.....（農業施設管理課）	56
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定.....（農業施設管理課）	56
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定.....（農業施設管理課）	56
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	56
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	56
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	57
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	57
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	58
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	58
○森林法による通知に代える公示（2件）.....（治山課）	59
○水防警報指定河川の指定.....（河川課）	59
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正（出納局総務課）	59
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定（2件）.....（河川課）	60
道公安委員会規則	
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する 規則.....	60
規 則	
北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成19年2月23日 北海道知事 高 橋 はるみ	

北海道規則第7号

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則（平成8年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「間、」の次に「まさば及びごまさば並びに」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道森林審議会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年2月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第8号

北海道森林審議会議事規則の一部を改正する規則

北海道森林審議会議事規則（昭和28年北海道規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「知事」の次に「又は北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）別表第1の1の項の右欄に掲げる市の長」を加える。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告

示

北海道告示第116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区から役員の就任及び退任の届出があった。

平成19年2月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

厚沢部土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成19. 2.11	理 事	若 佐 清 春	檜山郡厚沢部町字美和300番地
同	同	同	下川部 耕 二	字稲見28番地の7
同	同	同	西 口 辰 夫	字富里176番地
同	同	同	齊 藤 克 也	字当路506番地
同	同	同	川 村 英 樹	字鶉570番地の1
同	同	同	進 藤 貞 夫	字共和97番地
同	同	監 事	佐 藤 永 吉	館町115番地の9

就任	平成19.2.11	監事	佐々木 勲	檜山郡厚沢部町字鶉977番地の10
退任	同 19.2.10	理事	若 佐 清 春 同	字美和300番地
同	同	同	下川部 耕 二 同	字稲見28番地の7
同	同	同	山 本 貢 司 同	字中館11番地の4
同	同	同	斉 藤 武 雄 同	字当路506番地
同	同	同	進 藤 幸 雄 同	鶉町160番地
同	同	同	川 村 英 樹 同	字鶉570番地の1
同	同	監事	佐 藤 誠 紘 同	字新栄205番地
同	同	同	奈 良 正 人 同	鶉町41番地の1

空知土地改良区

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成19.2.4	監 事	吉 田 敏 昭	滝川市滝の川町5丁目955番地1

北海道告示第117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成19年2月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年2月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
きよさと	畑地帯総合整備[担い手支援型(単独土層改良)](暗きよ、土層改良)	北海道網走支庁
斜里太陽	同	同
はまなす第1	草地整備[公共牧場中核型](区画整理)	同

北海道告示第118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、平成19年2月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成19年2月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
南幌町農業協同組合	晩 翠	基盤整備促進[基盤整備](暗きよ)	北海道空知支庁
同	夕張太	同	同

北海道告示第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、浜頓別町を行う土地改良（ウソタン地区基盤整備促進[基盤整備]（農道））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道宗谷支庁に備え置いて、平成19年2月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成19年2月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第120号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年2月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 利尻郡利尻町仙法志字久連51（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第121号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年2月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字フンベヲマトマリ24の1・179の5・464・897の2・字ヘウケトンナイ465(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第122号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成19年2月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 奥尻郡奥尻町字赤石512地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、515地先・516地先・515の3・516・519の1(以上2筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。)、517
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字小平7の1(次の図に示す部分に限る。)、43の5、43の6、43の11
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡上士幌町字上音更東三線261の1地先・262の3(以上1筆地先1筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、264地先・263の2・263の3・264(以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第123号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年2月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡音更町字中音更西4線11の6・字中音更西5線11の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字中士幌165の10・165の22(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備

- (3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため
- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字トイトッキ69の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年2月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 稚内市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
稚内市（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐は、択伐による。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第125号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年2月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
奥尻町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
奥尻町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫前郡苫前町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
苫前町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫前郡苫前町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 苫前郡苫前町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 十勝郡浦幌町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所 浦幌町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
浦幌町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第126号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を奥尻町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年北海道告示第125号のとおりである。

平成19年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

奥尻郡奥尻町字球浦9の森林について所有権を有する 新川 大吉

北海道告示第127号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を稚内市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成19年北海道告示第34号のとおりである。

平成19年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

稚内市宗谷岬90、91所在の森林について所有権を有する 齋藤 實

稚内市宗谷岬92所在の森林について所有権を有する

田村 功、田澤 榮子、中田 貴美子

北海道告示第128号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成19年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	水 防 警 報 区	
		左 岸	右 岸
興部川	幹川 興部川	紋別郡興部町字興部1156番1地先下流から海まで	紋別郡興部町字興部397番1地先の天北跨線橋下流から海まで
斜里川	支川 猿間川	斜里郡斜里町字上川165番8地先から幹川合流点まで	斜里郡斜里町字中斜里48番2地先から幹川合流点まで

北海道告示第129号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項登別市母子寡婦の会の事項の次に次の1事項を加える。

株式会社空知自動車学園 平成19.2.14 空知自動車学校

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川斜里川水系斜里川及び猿間川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道網走土木現業所事業部治水課及び事業課に備え置いて閲覧に供する。

平成19年2月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川興部川水系興部川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道網走土木現業所事業部治水課及び興部出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成19年2月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

道 公 安 委 員 会 規 則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年2月23日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第1号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則の一部を改正する規則

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「第34条第2項（受講申込に係るものを除く。）」を「第39条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

○平成19年2月16日（第1848号）

北海道告示第98号（道営土地改良事業計画の決定）中に次のとおり誤りがあったので訂正

する。

ページ	欄	行
41	右	6及び10
42	左	6
誤	一般農道	
正	一般農道整備	